

令和7年度 第 2 回

# 国民健康保険運営協議会

令和8年3月14日（土）

新宿区健康部医療保険年金課

午後3時00分開会

○渡辺会長 本日は、年度末のお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。  
います。

本日の進行をいたします会長の渡辺清人でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の会議終了時間を17時としております。活発な御審議をいただけるよう、会議の円滑な進行に努めてまいりますので、皆様、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、令和7年度第2回新宿区国民健康保険運営協議会を開催します。

最初に、事務局より保険者と事務局職員の紹介と、本日の委員の欠席などについて御報告をお願ひいたします。

では、事務局お願ひします。

○石原健康部長 それでは、初めに、保険者と事務局職員を紹介させていただきます。

保険者の吉住健一新宿区長でございます。

○吉住区長 吉住です。よろしくお願ひいたします。

○石原健康部長 寺田好孝副区長でございます。

○寺田副区長 寺田でございます。よろしくお願ひいたします。

○石原健康部長 菅野秀昭健康部副部長でございます。

○菅野健康部副部長 よろしくお願ひいたします。

○石原健康部長 井出修医療保険年金課長でございます。

○井出医療保険年金課長 よろしくお願ひいたします。

○石原健康部長 栗木広道滞納対策課長でございます。

○栗木滞納対策課長 よろしくお願ひいたします。

○石原健康部長 そして、私は健康部長、石原美千代でございます。

以上、保険者と事務局職員の紹介をさせていただきました。

続きまして、本日の委員の御欠席についてです。

まず、保険医・保険薬剤師を代表する委員の岡部富士子委員と安藤策郎委員、被用者保険等保険者を代表する委員の大石昇委員の3名につきましては、御都合により本日御欠席の旨、事前に御連絡をいただいております。

以上、事務局からの報告でした。

それでは、会長にお返しいたします。

○渡辺会長 ありがとうございました。

それでは、会議の定足数を確認いたします。

本日、会場に御出席いただいております委員は、会長を含めて26名でございます。欠席が3名、そしてお1人、20分ほど遅刻して参加の御予定でございますので、よろしくお願いいたします。

したがいまして、新宿区国民健康保険運営協議会規則第6条第2項に基づき、本日の会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

議事に入ります前に、新宿区国民健康保険運営協議会規則第8条第2項に基づき、会議録の署名委員を岡田幸男委員、そして橋口一弘委員にお願いしたいと思います。御両名様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の運営協議会の傍聴について、委員の皆様にお諮りしたいと思います。

諮問機関である当会議の傍聴につきましては、公開が原則となっておりますので、傍聴を許可したいと思います。皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○渡辺会長 異議なしとのことでございますので、傍聴を許可したいと思います。

それでは、事務局の方、傍聴者の入場をお願いいたします。

(傍聴者入場)

○渡辺会長 それでは、ここで議題に入る前に、保険者である区長から御挨拶をいただきます。

区長。よろしくお願いいたします。

○吉住区長 区長の吉住健一でございます。

委員の皆様におかれましては、日頃から新宿区国民健康保険の安定的な運営に御協力をいただき、心より感謝を申し上げます。

さて、本日は、「新宿区国民健康保険料率の改定について」など3件について御審議いただきたく諮問させていただきました。令和8年度の保険料率につきましては、昨年11月に東京都から納付金試算額が示されて以降、特別区長会において検討を重ねてまいりました。

後ほど担当課長が詳細を御説明いたします。御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○渡辺会長 ありがとうございました。

それでは、本日の議事に入ります。

まず、諮問事項についてでございます。

今回、新宿区長より「新宿区国民健康保険料率の改定について」、「低所得者の保険料の

減額基準の改定について」、「新宿区国民健康保険料における前納制の導入について」の3件について諮問されております。

では、これらの諮問事項について、3件一括して事務局から説明をお願いいたします。

医療保険年金課長。

○井出医療保険年金課長 医療保険年金課長でございます。

それでは、諮問事項3件について、一括で御説明をさせていただきます。着座で説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

御説明の資料に関しましては、「令和7年度第2回新宿区国民健康保険運営協議会・審議事項資料」を主に、「参考資料1」についてもわずかながらでございますけれども、使用いたしますので、よろしくお願いいたします。

「参考資料2」につきましては、基礎統計や制度等の説明資料となっておりますので、補足として御活用いただければと思います。

それでは、まず、審議事項資料の表紙をめくっていただいて、1ページ目を御覧ください。

諮問事項の1つ目、「新宿区国民健康保険料率の改定について」でございます。

まず、こちらのほう、東京都から示された令和8年度の事業費納付金総額を受けまして、この事業費納付金を被保険者の皆様からの保険料によって賄うため、特別区長会が協議の上、2月12日の区長会総会で特別区の基準保険料率が決定されたところでございます。

新宿区におきましては、この特別区基準保険料率を採用しておりますので、令和8年度新宿区国民健康保険料率の（案）は表のとおりとなります。

令和7年度現在、国民健康保険料は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3区分から構成されていますが、8年度から新たに子ども・子育て支援納付金分が加わるところでございます。

まず、医療給付費分ですが、こちらは純粋に保険給付に充てられる部分となります。

次に、後期高齢者支援金分につきましては、75歳以上の全国民が加入する後期高齢者医療制度を支えるためのもので、国民健康保険に限らず、74歳までの方全員に支援が求められるところでございます。

次に、介護納付金分は、介護保険制度の第2号被保険者である40から64歳までの全国民に対する介護保険料とも言えるもので、医療保険と併せて保険料を納める仕組みとなっているものでございます。

次に、令和8年度から徴収が開始となる子ども・子育て支援納付金分は、児童手当などの

こども・子育て世帯向けの給付に充てるために、国民健康保険に限らず、全世代に支援が求められることとなります。

では、次に4区分ごとの令和8年度の保険料率について御説明させていただきます。

医療給付費分は、所得割率がマイナス0.2ポイント減の7.51%、均等割は300円増の4万7,600円、賦課限度額は1万円増の67万円です。

後期高齢者支援金分は、所得割率が0.11ポイント増の2.80%、均等割額は800円増の1万7,600円、賦課限度額は据え置きの26万円です。

介護納付金分に関しましては、所得割率が0.18ポイント増の2.43%、均等割額は1,200円増の1万7,800円、賦課限度額は据え置きの17万円です。

子ども・子育て支援納付金分は、所得割率が0.27%、均等割額は1,873円、賦課限度額は3万円です。

なお、均等割額の1,873円は、1,800円に、18歳未満の均等割の軽減相当分73円を上乗せした金額です。

続きまして、2ページ目を御覧ください。

昨年12月の運営協議会では、仮係数に基づく事業費納付金額の速報値について御説明させていただきましたが、1月に入りまして、確定係数に基づく最終的な納付金額が東京都から示されましたので御説明をさせていただきます。

こちらは東京都全体に係る数字ですが、左下の表にあります被保険者数に関しましては、前年度から2.4%の減、1人当たり給付費等に関しましては、診療報酬の改定の影響を見込み1.6%の増となっているところでございます。

続きまして、事業費納付金総額は0.8%増、被保険者数が減少していることから、1人当たりの事業費納付金額は3.6%の増となっているところでございます。

なお、1人当たりの納付金額は、12月にお示した仮係数の段階では前年度より5.7%の増でしたが、最終的には令和7年度と比較しまして3.6%の増となったところでございます。

右下の囲みの中に、1人当たり納付金額の増加の要因について簡単にお示しをしているところでございます。こちらに関しましては、子ども・子育て支援納付金の新設が最も影響が大きくなっているところでございます。

続きまして、3ページ目を御覧ください。

こちらでは、東京都全体の納付金額の増減要因について、区分別に説明をさせていただきます。

まず、医療給付費分についてですが、1人当たりの給付費は診療報酬改定の影響を見込んだため増となりましたが、令和6年度に発生いたしました決算剰余金のうち182億円を今回の納付金の減算に活用した結果、納付金額はマイナス3.4%の減、1人当たりの金額も1%の減になったところでございます。

後期高齢者支援金分、それから、介護納付金分に関しましては、高齢化等による医療費、介護給付費の増加が要因となっているところでございます。

子ども・子育て支援納付金分につきましては、これは制度の開始により純増となっているところでございます。

続きまして、4ページ目を御覧ください。

こちらは、東京都から示された納付金額を、特別区全体でまとめた資料でございます。

各区は、納付金相当額を被保険者から徴収し東京都に納付する仕組みであるため、この納付金の状況が保険料率に反映されます。

特別区全体の1人当たりの納付金額は3.2%の増となっております、先ほど説明いたしました東京都全体と同じ動きになっているというところでございます。

続きまして、5ページ目を御覧ください。

こちらに関しましては、東京都から示された納付金額を受け、令和8年度の特別区基準保険料率の最終決定に当たりまして、特別区区長会の検討内容について御説明をさせていただきます。

まず、23区の所得の水準の格差は極めて大きく、各区の自助努力によって負担の格差を解消できる規模ではないなどの理由から、特別区では統一保険料方式を採用しているところでございます。

また、平成30年の国保制度改革に当たりまして、特別区として対応方針を決めており、都内保険料水準の統一に向かって23区統一で対応していくこと、医療費の適正化、収納率の向上を図ること、段階的・計画的に法定外の繰入れの削減と解消を目指すことがその内容でございます。

続きまして、下の段の令和8年度の特別区独自の負担軽減策の検討についてです。

被保険者の保険料負担抑制のために、令和8年度は「収納率による割戻しの未実施」を継続し、当該措置を保険料算定に反映させていただいています。

東京都から参考値として示される標準保険料率においては、保険料の未納発生を考慮した「収納率の割戻し」が行われていますが、特別区の現年分保険料の収納率は約90%でござ

います。これによって発生する未納分10%を保険料率に織り込んで算定しますと保険料の大幅な増につながります。そのため特別区では収納率の100%の前提で保険料率を算定しているところがございます。

なお、実際の収納率は100%ではないため、決算時に発生した未納分に関しましては一般会計からの法定外の繰入れによって補填することになります。

この法定外繰入につきましても、国及び東京都から削減を強く求められており、全国の市町村の約9割は法定外繰入れを行ってない現状があるというところがございます。

特別区におきましては、政策的な保険料負担の抑制は解決すべき問題であるという一方、未納者の保険料を納付者の保険料に転嫁することに関しましては、公平性の観点からも大きな課題であると捉えているところがございます。そのため、特別区独自対応の解消につきましては、今後引き続き収納率の向上が不可欠であるという認識でございます。

続きまして、6ページ目を御覧ください。

ここからは、特別区基準保険料率を新宿区に適用した結果として、新宿区の被保険者への影響について御説明させていただきます。

1人当たりの保険料に関しましては、被保険者全体の平均になります。その推移により全体の傾向と財政への影響を見ることができます。

新宿区の1人当たりの保険料に関しましては、被保険者全体の平均、これは黄色い部分でございますけれども、前年度から4.62%増となる15万5,967円、40歳未満と65歳以上の介護納付金がかからない方は緑色の部分になりますけれども、前年度4.53%増の14万3,615円、40歳以上65歳未満の介護納付金もかかる方に関しましては紫色で表示をしていますが、対前年度5.38%増の18万6,080円となっているところがございます。

なお、こちらの数字は、「所得が低い世帯に対する均等割保険料の軽減措置」などを行う前の保険料額となっているところがございます。

続きまして、7ページ目を御覧ください。

こちらに関しましては、特別区の基準保険料率の算定時に行った保険料抑制の効果についての説明です。

新宿区の1人当たりの保険料に関しましては、被保険者全体の平均、黄色い部分でございますけれども、マイナス1万681円の負担抑制効果があるというところをこちらで御確認できます。

ただし、この負担抑制によって発生した足りない部分の歳入に関しましては、先ほどの説

明のとおり、法定外繰入により賄うことになり、その金額の総額は約9.3億円と見込まれるところでございます。

また、特別区長会の試算によりますと、特別区全体での法定外繰入の影響額に関しましては約151億円でございます。

続いて、8ページ目を御覧ください。

ここでは、先ほど示した新宿区の保険料率の部分に関しまして、新宿区の被保険者への影響を世帯構成・所得階層別に試算をしております。

ここで、参考資料1を御用意いただきたいと思えます。

これまでの御説明の中の1人当たりの保険料に関しましては、東京都の納付金算定と同時点の被保険者や所得データを使用し、「所得の低い世帯に対する均等割保険料の軽減措置」などを行う前の数字でございます。

参考資料1では、できる限り現状に近い数字をというところで、2月1日現在のデータを使いまして、様々な世帯構成、所得階層のケースごとに令和8年度の保険料額を試算しているところでございます。

それでは、参考資料1の表紙をめくって、1ページ目を御覧ください。

令和8年度に関しましては、先ほども御説明のとおり、子ども・子育て支援納付金分が新たに徴収を開始するということがありますので、全世帯において保険料は増加となっているところでございます。

その中で、中段にございます全世帯の59.9%、こちらは緑色で表記をしておりますけれども、59.9%を占める総所得金額が43万円以下の世帯の平均保険料は、対前年度に関しまして、オレンジ色の表記をしておりますけれども、4.7%増、金額としては1,025円の増でございます。

次に、総所得金額43万円超から800万円以下となる世帯に対しましては、医療給付費分の所得割率が減少したことにより、保険料の増加率に関してはほかと比べると低くなっているという状況でございます。

その中で、最も増加率が高いのが総所得金額100万円超から200万円の世帯で、対前年度2.7%増、最も増加率が低い総所得金額は700万円超から800万円以下の世帯で、対前年度2%の増でございます。総所得金額800万円超の世帯につきましては、保険料率の増加率が高まっていますが、これは医療給付費分の賦課限度額が1万円上がったということが要因でございます。

1 ページ目に関しましては、全世帯の平均の数字でございますけれども、2 ページ目以降に関しましては、代表的な世帯構成ごとに試算をしておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

諮問事項の1つ目の説明は以上となります。

続きまして、審議事項の資料に戻りますので、審議事項資料の9 ページを御覧ください。

こちらは諮問事項の2つ目、「低所得者の保険料の減額基準の改定について」でございます。

こちらは令和8年度の税制改正において、物価の動向を踏まえ、均等割軽減措置の所得判定基準を引き上げることとされました。これを受けまして、均等割の保険料5割減額判定における基準額を31万円に、2割減額判定における基準額を57万円に引き上げさせていただいたところでございます。

なお、この保険料減額に必要な費用は、全額、国と都などから補助となるために、保険料率に影響はありません。

また、物価動向等に応じまして、現対象者が基準から外れないようにするためのものと御理解いただければと思います。

諮問事項の2つ目の説明は以上でございます。

続きまして、10ページ目を御覧ください。

こちらは、諮問事項の3つ目、「新宿区国民健康保険料における前納制の導入について」でございます。

まず、前納制は、世帯主が賦課年度の1月1日現在において日本国内で住民登録がない世帯の国民健康保険料について、最初の納期に一括で納付をお願いする仕組みでございます。

こちらの導入の経緯といたしましては、昨年6月に閣議決定されました「骨太の方針」等を踏まえ、10月に厚生労働省から希望する自治体が前納制を導入できるように条例改正の参考例が示されたところでございます。

区におきましては、被保険者の転出入等の資格の異動が非常に激しく、保険料が未納のまま転出、もしくは帰国となると徴収が非常に困難となるという現状がございます。前納制の導入に関しましては、課題となっている保険料の収入率の向上につながるものと考えているところでございます。

また、併せまして、懸念される翌年度以降の保険料についても納付忘れを防止するために口座振替の勧奨等を行ってまいります。

続きまして、1ページめくって、11ページを御覧ください。

こちらは前納制の対象者や実際の運用についてお示ししているところでございます。

前納制の対象者は、「賦課年度の1月1日時点において、日本国内で住民登録がされていない者」でございます。なお、外国人に限らず、帰国した日本人についても同様に対象となります。

続きまして、運用のイメージについてですが、前年の日本国内での所得がない前納制の対象者は均等割が7割軽減となるものでございまして、年間の保険料額は約2万円となるものと想定をしています。通常であれば、この保険料に関しましては、10期での支払い、年度途中で加入となれば、それに応じた納期での支払いでございますけれども、前納制の対象者の方に関しては1回払いという形で、最初の納期に一括で納入をお願いするところでございます。

併せて、区役所での国保の加入手続においては、その場で任意納付も勧奨することで、さらなる収入率の向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、3件の諮問事項に対する説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○**渡辺会長** 以上で事務局からの説明が終わりました。

それでは、3件の諮問事項に対し、一括して質疑を行います。

各分野の皆様から幅広い意見を伺いたいと思います。

では、まず、被保険者を代表する委員の皆様、窓側2列でございます。

御質問のある方は御発言をよろしくお願いいたします。

(発言の声なし)

○**渡辺会長** よろしいでしょうか。

それでは、次に保険医、保険薬剤師を代表する委員と被用者保険等保険者を代表する委員の皆様、廊下側2列の皆様でございます。御質問のある方は御発言をお願いいたします。

(発言の声なし)

○**渡辺会長** よろしいでしょうか。

次に、公益を代表する委員の皆様、真ん中の2列でございます。御質問のある方は御発言をお願いいたします。

古畑委員。

○**古畑委員** 御質問させていただきます。古畑です。

それでは、まず保険料の改定のところについてお伺いしたいのですが、1,000万円超の方は3万8,000円増えるということですので、この辺、やはり高額所得者の方はさらに負担が増えるということで御理解の周知というのはどのようにお考えでしょうか。

○**渡辺会長** 医療保険年金課長。

○**井出医療保険年金課長** 基本的に保険料に関しましては、毎年6月に前年の所得、それから住民税について確定した段階で、基本的に納付書という形で一括送らせていただいています。その際に、今回の保険料に関しましてはこのような決定という内容を詳細に説明させていただくとともに、国保の案内冊子「くらしと国保」においても詳しく説明をさせていただいて、御理解は得られるというところ、また、ホームページもしっかり改訂をさせていただきますので、あらゆる手段を使って御理解を求めていきたいという認識でございます。

○**渡辺会長** 古畑委員、どうぞ。

○**古畑委員** ありがとうございます。しっかりとした周知のほうをいつもやっつけてくださっているかなというふうに思っております。

今回、特にニュースとかで国保逃れが大きく話題になりまして、1,000万円超の人たちって、国保逃れが犯罪ではないのだったら、私もやっちゃおうかなと思う人がこのニュースを見て結構出てくるのではないかと思うんです。一方、厚生労働省のほうではこれは是正していくということを周知しておりまして、協会けんぽの加入の問題だとは思いますが、国民健康保険、保険者としてこのことをしっかり周知していく必要性もあるかなと思うんですが、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○**渡辺会長** 医療保険年金課長。

○**井出医療保険年金課長** いわゆる国保逃れと言われる、報道される部分に関しましては、今委員からありましたとおり、3月5日に厚生労働省からは是正に関する考え方が示されて、通知が今後出るところでございます。

その内容といたしましては、個人事業主の皆様が一般社団法人の役員就任によって国保の納付を避けるというところがありますので、実態のない役員が就任しないように、業務や報酬の要件などを明確にして、制度の公平性を保って、不適正な事案を防ぐというものでございます。

通知の詳細はまだ分かっていませんし、また、これはそういった社保の加入要件を審査をする日本年金機構に対する通知という認識をしていますので、都道府県や区市町村にどう

いった形で通知が出てくるか分からないのですけれども、我々としては十分注視をしながら、今後窓口などで、社保に加入する方に関しましては、基本的に従来のやり取りの中での確認をしっかり行いながら、適切に運用してまいりたいと考えております。

○渡辺会長 古畑委員。

○古畑委員 ありがとうございます。社保の加入の話だということだけれども、やはりこちら辺、社保で実際に入ろうとなったときに、その会社の人は大丈夫なんだよ、大丈夫なんだよという働きかけのことをやってくるかなと思いますので、やはり正しい情報を伝えられるのは国民健康保険の保険者である新宿区、基礎自治体の大きな役割だと思いますので、ぜひ周知の在り方というものは様々な情報を集めて、新宿区からひとつ発信していただければいいかなと思います。

質疑ということで続けさせていただきます。ありがとうございます。

国保の前納制のほうは、私もかなり議会のほうでも取り上げてきておりまして、様々質問させていただきました。特に新宿区、未納率が高いというところで解決の一途となりますので、これには大いに期待しているところであります。

1点お伺いしたいのですが、外国から初めて来られた方というのは減免の対象になるということで、かなり6万7,000円から2万円で安くなるということなんですが、一方でやはりここにも一つ問題があるのではないかと感じておりまして、普通に海外で働いてきて、では日本に入るとなると1年目は2万円に入れるというところなんですが、これはかなり安いと思っております、留学とかを検討した方がもしこの中にいらっしゃったら分かると思うんですけれども、海外で保険に入ろうと思ったら、それは民間で数十万円払わないと入れないというところもありまして、これはかなり日本で優遇されているかなと思います。

また、国保は前年度の年収に応じてやるので、日本に来て、では働きました。働いて、最後の年にたくさん稼ぎました。ではその分の国保は払わないで、反映されないで帰られてしまうというところで、やはり現年度分の徴収をされる協会けんぽや組合健保の人たちとはこの部分で差が生まれてくるかなと思うんですけれども、その辺りはいかがお考えでしょうか。

○渡辺会長 医療保険年金課長。

○井出医療保険年金課長 海外の所得に関しましてはやはり捕捉が難しく、また、我々は当然のことながら住民税に基づいて保険料計算をしていますので、その根本となる住民税の捕捉が一つのポイントになる考えているところでございます。

また、ほかの協会けんぽに関しましては、現在の給与に基づいて保険料を計算しますが、我々は基本的に前年度の住民税に基づいて保険料を計算して、6月以降10回払いですとか、一括で払っていただくという形になるので、その部分に関しましては、仕組みとして違う現状があります。ただ、諸外国のほうの研究が今国のほうでもなされている中では、前納という形で一括して払ってもらって、帰る際にかからなかった分に関しては還付するような制度というところもありますけれども、国の制度として諸外国の仕組みを研究し、今後どういった形で保険として導入していくのか、しないのか、今そういったところも国のほうの共生社会というところの答申の中でもうたわれる部分がございます。我々としてはどういう形で今後展開していくのか、十分見ながら、諸外国はどのような仕組みにしているのか、どう還付しているのかということも我々の還付のやり方とも共通する部分があるかもしれませんので、そういったところは研究はしてまいりたいというところがございます。

○渡辺会長 古畑委員。

○古畑委員 これですらうと思ひます。今御説明いただいた海外の動向なども見ていてくださるといふところですが、やはり僕としましては初年度、海外での所得が把握できないという理由をもつて減免措置をするのは、今グローバル化、また海外から働きに来てくる方がかなり増えてきている中ではなかなか日本で働いている方の御理解を得られないのかなと思ひております。

やはり海外から何かしら戦争などで避難されてきた方が減免措置を受けるといふのは確かにそのとおりで思ひますけれども、海外で働いていました。でも日本ではその所得は把握されないで、海外で幾らもうけていても1年目の保険料は7割減になりますといふのはなかなか、今のところはこれだけ上がっている中で理解が得られないものではないかと意見を述べさせていだいて終らうと思ひます。ありがとうございます。

○渡辺会長 続きまして、佐藤委員。

○佐藤委員 私も諮問1と諮問3について意見を述べさせていただきます。

諮問1なんですけれども、今回の国保料の改定が非常に高いということと、それから、国保の構造上の問題について意見を述べさせていただきます。

まず、今の国保料について3つの角度からお話をさせていただきたいのですが、今回、全体で15万5,967円、4.62%の増ということなんですけれども、例えば給与所得、別紙の資料で所得ごとの保険料が出ていますけれども、例えば65歳未満で働いている方、1人、1世帯、300万円以下の方は、これは豊島区、その収入の金額が新宿区では捕捉できなかったも

のですから、豊島区の例をちょっと出しますと、保険料はほぼ変わらないというので参考にしますと、29万1,732円、収入の9.7%、例えば4人世帯で、65歳未満ですと、収入300万円以下ですと44万6,975円、収入に占める割合が14.8%、一方、では社会保険の場合、どうかというと、これはホームページで調べさせていただきましたが、こちらは標準報酬月額で収入で換算していますのでほぼ同じだと思うんですけども、例えば収入300万円未満の方は10万3,660円ということで、国保料はその1.9倍になります。

このように社会保険と比べた場合、極端に保険料が違うということが一つと、それから、この20年間で見ますと約1.73倍も保険料が上がっています。ちなみに介護分を調べますと、20年前10万7,556円で、今回は18万6,080円ということで、やはり誰でも引き下げてほしいし、なかなか払うのは大変だという声をたくさん聞きます。こうした区民の声や今回の値上げについてどのように考えているのか、見解をお聞きします。

○**渡辺会長** 医療保険年金課長。

○**井出医療保険年金課長** 今回の分に関しましては、やはり大きな要因は、先ほど申しましたとおり、子ども・子育て支援金が導入されるということ、また、高齢化ですとか、高額薬剤の導入ですとか、また診療報酬の改定もあるというところ基本的に社会保障費全体で国民健康保険料も、一定程度の負担というところで仕方ないかなという認識でございます。

また、保険の種類によってそれぞれ負担があるところでございまして、区市町村の国保に関しましては、やはり高齢者ですとか低所得者の加入率が高い、それから、保険料を会社側と折半するという負担の違い、また、扶養という概念があるなしというところから、そういう意味では区市町村の国保に関しては所得に占めるパーセンテージは高いという数字は出ているところでございます。

こういったところを我々も注視をしているところでございまして、国民健康保険制度の抜本的な改革という意味で、国と都に対する区長会要望で、医療保険制度を一本化してほしい、そういった格差が生まれないように見直してほしいというところは強く要望しているところでございますので、今後も現状を照らしながら強く要望してまいりたいというところでございます。

○**渡辺会長** 佐藤委員。

○**佐藤委員** 次に、構造的な問題として、社会保険のように事業主が半分負担して、本人が半分負担する場合と、片や国民健康保険の場合は国や東京都、あるいは新宿区がこうした繰入れをしないと保険料はどんどん上がっていくという、そういう仕組みがあるということ

が大きな問題だと思えます。

それともう一つは、近年、国民健康保険から社会保険に移る人が大変増えていて、これは当然のことだと思いますけれども、社会保険の加入条件が緩和されて、将来的にはなくなるという話なんですけれども、その辺の国保から社保に移る人というのはこの間でいうと、新宿区は何人くらいいらっしゃって、どういう影響があったか、教えてください。

○渡辺会長 医療保険年金課長。

○井出医療保険年金課長 今委員御指摘の社会保険の加入要件が緩和されたことで、新宿区の国民健康保険から社保加入という形で抜けた方の推移でございますけれども、まずは6年度においては国保から社保に抜けた方が1万258人、それから5年度におきましては1万400人、4年度においては1万1,443人で、社保から来た方、いわゆる社保離脱で国保に入った方との差で見ると、6年度においてはマイナス670人、それから、5年度においてはマイナス516人、4年度、これは大きな社保への加入要件の緩和があったんですけれども、そのときはマイナス1,924人となっており、非常に影響が大きいと認識をしているところでございます。

こちら平成28年、それから令和4年、令和6年に改正がありまして、今後また令和17年に関しては大規模な改正があると今現在認識をしているところでございます。

○渡辺会長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。

今おっしゃったように国保から社保に移る方が多くなればなるほど、国保会計は非常に厳しくなる。今後は要件もなくなるとなると、今後どういう影響が新宿区の国保会計にあるのか、教えてください。

○渡辺会長 医療保険年金課長。

○井出医療保険年金課長 当然のことながら、今まで現役世代といいますか、20代から、それから65、もしくは70までの方が当然働くという中で社保に抜けていき、70から74歳までの前期高齢者、それから、未成年の方、学生、そういった方が中心を占めることになりますと、年齢構成が高いですし、また低所得者が多い中でこういった構造的な問題というのはかなり深刻化するのだろうという認識を持っているところでございます。

社保への加入要件に関しましては、2年前の6月13日に法律が改正され、国といたしましては保険収入が減になるけれども、その分、加入者が少なければ医療給付費が減になるといったことや、若い世代が抜けて前期高齢者が増えれば、ほかの保険からの前期高齢者

支援金がプラスになるという指摘はあるところでございます。ただし、今回の法律の改正にあたっては、国保制度の在り方に留意しながらというのが法律の附則に明記されたというところがあります。

また、厚生労働省の答弁といたしまして、被用者保険の適用範囲の拡大にあたり、国保からの被用者保険への異動が生じて財政への影響があるということはしっかり認識をしている、今後の適用に当たっては、被保険者の構成の変化ですとか、財政への影響を見ながら、国保の保険者からよく意見を聞きながら丁寧に対応したいというお話があったと認識をしております。

都道府県なのか、区市町村なのか、そういったところから意見を聞く機会があれば、我々としてはしっかり意見は申し述べてまいりたい認識でございます。

○渡辺会長 佐藤委員。

○佐藤委員 それから、もう一つの一般財源への繰入れの問題なんですけれども、やはり過去は東京都も、そして国も国庫負担をある程度してきたわけです。それを例えば東京都が法定外繰入をやめたり、国が大幅に減らしたりして、これがやはり国保料が上がっていった要因ではないかと思うんですが、それで保険料を抑えたり下げるためにはどうしても法定外繰入というものを、社会保険のように事業主負担がない制度ですから、そういったことが必要ではないかと思うんですが、お考えをお聞かせください。

○渡辺会長 医療保険年金課長。

○井出医療保険年金課長 先ほど委員御指摘の各都道府県における都道府県単位の保険料水準の統一に関しましては、国が策定いたしました保険料水準統一プランという計画に基づいて実施を義務づけられているものと認識しております。また、今全国の9割の区市町村においては法定外繰入を実施をしていないというところもございますので、我々としても法定外繰入は減らす方向、完全に解消する方向で努力をしなければいけないと考えているところでございます。

ただ、その際には当然のことながら、収納率の向上も命題となる部分でございますし、また、社会保障全体の改革というところで、被保険者の方の負担とももちろん考慮しながらすべきものという認識がございますので、そういったところも併せて国にしっかり要望してまいりたい、また意見を申し述べてまいりたいという考えでございます。

○渡辺会長 佐藤委員。

○佐藤委員 どうもありがとうございました。

縷々お話をしましたように、私は今回のこの値上げについては少なくとも見直すべきであるというふうに考えます。

次に、前納制についてお聞きします。

前納制にする大きな要因として、外国人の収納率が悪いということが大きな目的になっているわけですが、例えば前納ができないといった場合、分納にすることは可能なのかということですが。

それから、先ほど口座振替の話がありましたけれども、厚労省の前納についてのQ&Aというものがございまして、国としても翌年度以降の納付についても多言語の周知媒体を作成したり、加入手続時にあらかじめ翌年度以降の保険料の口座振替を押さえるための口座を任意で聞き取っておくようにしてくださいとあるのですが、入国して銀行口座をすぐにつくれません。少なくとも6か月以上かかるわけで、厚労省が聞き取って書き留めておいてくださいと言われても、それはできない話であって、こういう問題点についてどのように考えるのでしょうか。

○渡辺会長 滞納対策課長。

○栗木滞納対策課長 まず、私のほうから、分納について御回答させていただきます。

前納制については、これから国保条例を改定してからとなりますが、そちらの条例で規定されております納期限を過ぎてしまう、もしくはその納期限までに納めることができないというような方がいらっしゃれば、滞納対策課でまず納付相談につなげていく。その中で、生活状況等を聞き取りながら、分納の可否を考えていくというところになります。

○渡辺会長 医療保険年金課長。

○井出医療保険年金課長 口座振替に関しましては、私のほうから答弁させていただきます。

口座の作成に関しましては、今委員からありましたとおり、いわゆる都市銀行に関しましては6か月の在留がないと口座は作れないという形になります。ただし、ゆうちょに関しては3か月で口座が作れるという形になります。ただし、当然入国直後、住民登録をして、国保の窓口で資格取得に来た段階ではまだ口座がないという状況であるのは間違いないといったところがございます。

ただ、基本的に我々としては、厚労省の説明にもありましたとおり、我々も今後払い忘れですとか、そういったところを防止していただくためには、確実に納付をいただく口座振替が一番適しているという考えでございますので、先行事例の自治体でも口座振替が77%を超えて、収納率も96%云々というところもありますので、そういった自治体が口座振替

にうまくリードしているのはどのような方法をとっているのか、聞き及ぶところでは、国民年金の免除の手続の際にこちらにおいでいただいて、併せて手続をさせていただくとか、あらゆる手段を講じているというところですので、そういった他区市町村のアイデアを我々としても参考にしながら、全力をかけて口座振替のほうにリードしていきたいと考えているところでございます。

○渡辺会長 佐藤委員。

○佐藤委員 最後にします。今課長がおっしゃったように、例えばワンストップで国保に加入できるようにするとか様々な努力は必要だと思います。

それで今回前納制にするというのが議会の答弁でも新宿区だけだという話を聞きました。そして他区、これも新聞記事に出ておりましたけれども、例えば費用対効果に疑問というような北区、実態を把握して分析して適正かどうか検討する、これは江東区ですけれども、それぞれほかの区は非常にこのことについて慎重になっているのですけれども、なぜ新宿区だけが前のめりにしてやろうとするのかどうか、お聞かせください。

○渡辺会長 医療保険年金課長。

○井出医療保険年金課長 新宿区としては従前からの説明のとおり、収納率というのが23区の中でも低い部分がありまして、我々としては収納率の向上にはあらゆる対策をとっていきこうという認識の中で、確実に保険料を納めていただく方法の一つとして前納制を、自民党のほうに提言をし、それが「骨太の方針」という政府の方針にもなり、結果的に、令和8年4月から実施するという形で厚労省のほうも非常に素早く動いていただいているというところ、これは厚労省のほうも各区市町村の現状を見据えた上で素早く動いていただいたという認識をしているところでございます。

なので、我々としてはそういった収納率を向上するための取組というに関しましては、あらゆる手段を取る中で今回の前納制も実施をして、1%でも2%でも上げていくというところでございます。当然のことながら、それに発生する事務量ですとかの増はあるかと思うんですけれども、ただ、それに見合うような形での滞納整理に係る事務の削減ですとか、収納率向上につながれば、これは全体としてメリットが高いという認識でいるところでございます。

○渡辺会長 佐藤委員。

○佐藤委員 最後にします。いろいろ答弁ありがとうございました。

例えば医療保険年金課が多元語対応であったり、それから、そういう保険制度がない国に

対する対応策とか独自にとられて、外国人の方の収納率が上がっているということは非常に高く評価しますし、私は前納でというよりも、そちらの方向でやはり努力を尽くすということが大事かと思います。

以上です。

○渡辺会長 渡辺みちたか委員。

○渡辺委員 渡辺みちたかです。質問します。

諮問1と3にも係るかもしれませんが、質問していきます。

また国保料が上がるという話なんですけれども、これはしょうがない話ですよ。佐藤委員から国保の構造についてのお話もありましたけれども、改めて資料を見てびっくりするのは、高齢者が多くて、かつ所得が43万円以下という加入者の方が6割に上るわけですね。それを社保に入っていない現役世代が支えるということではかなり構造的に厳しいものがあります。

さらには年々法定外の繰入れを減らしてきまして、おととしが31億円、昨年度が22億で、来年度は9億円になるというような、そのような認識だと思います。来年度9億円に減らしているんで、多分その次か、その次の次くらいに法定外繰入というのはなくすことができるのではないかというふうに思っているんで、医療費の増加以外の要因での値上げというのは今後2年後ですか、2年後以降なくなっていくのかというのちょっと思いました。そうした中で、当局としては医療費の適正化と、あと滞納、納付の強化というのをこれから一層強化していかなければならないというふうに思っております。

これから質問に入っていくのですけれども、こういうところにぜひ着目をしてほしいというところをお聞きしたいのです。区が発行している「新宿区国民健康保険の現状と取組み」という冊子が、これは毎年区が出していて、これは区の取組とか、区の国保の課題とかがすごくよくまとまっていて、区の努力なんかも分かる、非常に意欲的な冊子なので、ぜひ関係の委員の皆さんにも読んでいただきたいなと思っております。この令和7年度版を読むとびっくりすることが書いてあって、というのも、今まで国保に入っていました、これから働くために社保に入りました。そうすると社保に切り替えをすればいい話なんですけれども、届を区にしないと、社保に入っているんですけども、国民健康保険にも入ってしまっている。区はもちろん知らないんで、その方に納付書を送って、結局、いや俺は健康保険に入っているよということで払わないわけですね。これはどう考えても無駄なお金なんです。

つまり賦課されているけれども、賦課されているほうはほかの社保に入っているからもちろん納付をしないというのがありまして、レアケースだと皆さん思いがちだ、私もそんなのはレアケースだろうと思ったら、数字が年間5,000件あって、金額は5億円弱あるんですね。こういう明らかに無駄なお金がかかっている、この5億円が最後どういう扱いになるのか、5億円は払わなくていいよで済む話なのか、5億円はどうしても払わなければいけないお金で、最終的に税金から補填したのか、ちょっと定かではないのですけれども、こういうお金が5億円もずっとあったわけです。これは何年か前にシステム連携によって大幅改善をしたわけです。こういう完全なる無駄なお金はぜひ縮小していただきたいというのが思いなんです。これはシステム連携で大幅改良したのでいいと思っているのですけれども。

もう一つ、やはり先ほど来、区当局の答弁にもあったんですけれども、新宿ってものすごく異動が多いんですよ。異動というのは、新宿区に来る方、外に出る方、ものすごく多いわけですね。外国人の方もそうです。外国人の方も年間新宿区に1万人くらい来て、今新宿は5万人が外国人なんですけれども、1万人の方が年間来て、1万人以上の方が外に出ていくという、そういうものすごく異動が多い地域なんですけれども、これは同じことが異動についても言えないのかというのはぜひ着目をいただきたい点なんです。

つまり社保の異動というのは、社保に入ったけれども、届出が済んでなくて、賦課がかかり過ぎてしまったということが言えていたわけです。これはシステム連携で大幅改善しました。私が今回問題提起したいのは、新宿区から外に出ました。にもかかわらず、転出届が出されてないケースというのは結構あるんじゃないかなというふうにも思っています。外国人のケースも結構あると思うんです。帰国するに当たってわざわざ新宿区に転出届を出すかと思ったら、あまり出さないケースもあるのではないかなというふうに思っています。

いろいろ調べてみると、外国の方が来て、日本を出国する際に空港で聞かれるらしいんですよ。1年以内に帰国する予定がありますかということで、1年以内の帰国はもうありません。完全帰国しますよと申告した場合は、これは区にすぐ通知がきて、区はそこですぐ確認をして、それで止めることもできるというようなことも聞いています。ただ、問題は1年以内の帰国をするかもしれないみたいな形で出国しちゃうと、これ、新宿区としては国民健康保険の納付書を送り続けるわけです。ところが、一方でもう当該者は帰国しちゃっているわけですから、当然のごとく支払いもされないし、それが未納率になるわけですね。それが積もりに積もっていくと最終的には税金で補填をしなければいけない、こういう数

字が結構あるんじゃないかというふうに思っているんですよ。

そういうケースがではどれくらいあるのかと聞いても、分かるかどうか分からないですけども、もし分かったら教えていただきたいのと、もう一つは、今も新宿区では住所地からなくなったものをどう把握しているかというところもお聞きしたいのですが、これは郵送して戻ってきたものについては、調査をすれば職権で消除、職権でもういけませんよと言って住民票を削除することができるのですけれども、一方、新宿区って共同住宅が多くて、共同住宅に名前がないんですよ。そうすると郵便配達をする方も住所地、どこどこアパートの101号室だったら、渡辺さん宛ての書類だとして、101号室に渡辺さんという名前がなくても投函しちゃうんですよ、そうすると区に戻ってこないですね。だとすると、結構国に戻ってしまっても、区が捕捉しきれずに賦課金をかけたまま、そのまま放置されて、それが未納率になっている部分も多いんじゃないかなと思っているのですが、この点、いかがでしょうか。

○渡辺会長 滞納対策課長。

○栗木滞納対策課長 外国人の方で国外に転出されてというところの部分の対応ですが、まず、滞納対策課のほうで滞納整理を進めていく中で、なかなか納付がされない方につきまして催告書を送ったりとか、そういったところで対応しているところです。

今回、滞納対策課が新設されて、税の部門では取り入れている部分なんですけれども、入管に調査をさせていただきまして、国外転出されているのかどうかとか、もしくは国内の別の場所に転居されている、そういった情報を照会をして、確認をしているというところなんです。

国外転出しているということになりますと、区としてそれ以上追うことはできないので、滞納整理を停止するというような形になり、最終的には欠損といった形になってくるというところがございます。令和6年度のところでいいますと、大体国民健康保険料でそういった形になって、数字でこちらのほうで把握できているものとしては250件ちょっとというところになってございます。

滞納対策課が新設されて今まで税のほうでは取り入れていたのですけれども、新たに国民健康保険料の部分でも取り入れているという部分につきましては、区外に転出されてしまった方、そういったところにつきましては、業者に委託して現地確認調査を行い、実際本当にそこに住んでいるのかという調査を約300件ほど今年度行っているというところなんです。そういった中で実態をしっかりと把握しながら、滞納整理を進めていきたいというところで

ございます。

また、表札がないと郵便が配送されてしまうのではないかとこの部分でございますが、滞納整理を進めていく中ではなかなか連絡が取れないというところでは、実際に訪問して、いるのかどうか、そういったところも滞納整理という中で進めておりますので、そういったところを総合的に様々な手法を使いまして実態把握に努めていきながら、収納率のほうをしっかりと上げていきたいと考えております。

○渡辺会長 渡辺みちたか委員。

○渡辺委員 区が、今の答弁だと入管に照会をして出国したかどうかを聞けるという話なんですけれども、それはどのタイミングで分かるものですか。つまり郵送物を送って戻ってきてしまって、そしたらすぐ照会をするのかどうか等々、あるいは郵送物が送られて届いちゃうパターンで、何か月も何か月も滞納をずっとして、これはいないかも知れないなと思ったときに照会をするのか、いろいろパターンがあると思うんですけれども、どれくらいの期間があるものなんでしょうか。

○渡辺会長 滞納対策課長。

○栗木滞納対策課長 実際に入管に照会するタイミングですが、案件ごとにとこのところなのでなかなか明確には難しいですけれども、やはりなかなか電話もつながらない、催告書を送付しても全く反応がない、さらに差押えのために財産調査を行っても見つからないとか、反応がない場合にそういう調査をしていくというのが一般的かと、あとは年度末に向けて滞納整理を強化していくという中では、なかなか連絡が取れないところを強化的にやっというか、そういったところで対応しているというところでございます。

○渡辺会長 渡辺みちたか委員。

○渡辺委員 会長、続きは議会でやりたいと思います。

もう一つ、外国の話なんですけれども、外国人の滞納というのは誤解が大きいというのを思っています。今、本当に世間一般で外国人の国保の未納とか外国人のマナーの悪さとか、そういうものがものすごく世間の風当たりが強い話なんです。今はそんな大きな問題が表に出ていないと思うのでいいと思うんですけれども、ではこの後、例えば外国人が健康保険証を使い回しをして不正に国保の給付を受けていたとか、あるいは高額療養費を、本当は3か月以上滞在しないのに、医療目的で滞在を偽ってして高額療養費を受けたみたいな話が1件でも2件でもニュースになってしまうとこれはものすごく排他的な動きになってしまうと私はものすごく懸念をしています。

先日、私は議会で質問をしまして、外国人の給付って新宿区は幾らくらいなんですかと聞いたら、単年度ですけれども、年間18億円でしたという答弁がありました。これを1人当たりの国保の外国人で割ると1人当たり年間7万円強なんです。7万円という金額、実はめちゃくちゃ安くて、これは日本人というか、全体で言うと20代の金額と一緒になんです。なので、世間一般で言われている外国人がさも国保を利用して、国保制度の負担になっているみたいなイメージとは全く逆で、むしろ実態は、それは中には悪いことをしている人もいるかもしれないですけれども、全体としてみれば、新宿区にいる外国人は若くて健康で、そもそも病院に行かない。だから給付を受けないというのは真実だったんですね。

ぜひ新宿区、こういう正しい情報発信と、あとやはり納付率を上げるのを頑張ってほしいんですよ。というのも私の計算ですと、外国人の納付率が75%を超えると、これは外国人の給付はもう外国人の納付金だけで賄えてしまって、あとはそれ以降のパーセンテージというのはこれは日本人の医療費のほうにもできるわけで、何と新宿区においては75%を超えると日本人の医療が外国人の納付金によって賄えてもらえるような、支えてもらうような状態がまさに数字として出てくるわけなんです。ですので、真の国際自治体、外国人との共生をする自治体というのはそれくらいの覚悟を持ってぜひ取り組んでいただきたいと思います。ちょっと大きい話ですけれども、コメントをいただきたいと思います。

○**渡辺会長** 医療保険年金課長。

○**井出医療保険年金課長** 先ほどの外国籍の方の年間の医療費についてお話がありまして、割り返すとそういう金額になりますという話がありました。また、今我々が出している国保の事業概要の中で、令和6年度でございますけれども、年間1人当たりの費用額、かかっている医療費に関しましては28万4,825円になります。そうしますと、先ほどの外国人の例からくると非常に安いという形になります。委員御指摘の分析していただいたとおり、若い方が多いので医療費がかかってないという現状がある中では、社会保険制度の中で基本的に世代間の相互扶助という意味の典型的な結果だということがありますので、いかなせんそういった形で若い方の収納率は低い中、そういったところでのバランスがとれるように収納率向上に努めてまいりたいという認識でございます。

○**渡辺会長** 次に、御質問がある方、いかがでしょうか。

山口委員、どうぞ。

○**山口委員** 山口です。

私のほうからは、前納制についてお尋ねしたいと思います。

これまでいろいろな議論が、特に新宿区議会のほうで議論されてきたんですけども、今日の協議会の資料としてはなかなかそういった課題点についての背景というのが十分に共有できていないので、判断材料というのが十分ではないのかなという点を感じております。

その点も含めて、私のほうからは制度の合理性について幾つか確認させていただきたいと思っております。

これまでの説明では、外国人の保険料未納の問題ということで背景の説明をされておられました。それでこの条例案に関しては、賦課年度の1月1日に日本に住所を有しない世帯主という規定なので、やはり形式上は国籍による差別、区別はされていないのですけども、ここの形式的なことだけでなく、やはり結果として実質的に外国人が主な対象となっている制度になるので、どうしても憲法上の問題として、特に14条の平等原則との関係で外国人に対する取扱いの差異ということが課題になるのではないかなと思っております。

そこで、まずお伺いしたいのは、この制度の導入に当たって法的な整理というのはどのように行われたのかどうかの御説明をお伺いしたいと思います。

**○渡辺会長** 医療保険年金課長。

**○井出医療保険年金課長** こちらのほうに関しましては区の提言という形を受けて、厚生労働省が、今回の制度の枠組みを考えたときに、海外からの転入者全員が対象になるというところで、国のほうでしっかり法的な整理はなされたという認識をしているところでございます。

**○渡辺会長** 山口委員。

**○山口委員** 厚労省の資料は私もいろいろ調べたんですけども、やはりそういった平等原則であったり、違憲性であったりというところの議論まではなされていないように感じております。ですので、ここは改めて新宿区として合理的な理由があるのかどうか、そこはもう一度確認したほうがよろしいのではないかなと思っております。

もう1点は、平等原則との問題だけでなく、医療へのアクセスということですが。国民健康保険は医療へのアクセスを保障する社会保障制度なので、課長のほうの整理された段階では恐らく入国されて、または帰国されて、マイナ保険証であったり、資格確認書を持てば、そこで医療へのアクセスは保証される。つまり受診が可能ですので、保証されるということで整理されておられるかと思っております。私が懸念しているのは、制度上受診できるかどうかという問題だけではなくて、前納制を求められることで加入手続きが遅れたり、あとは加入を躊躇して結果として受診控えにつながるというような可能性があるのではないかと

というところですが。その点について、区としてどのような影響を考慮しているのか伺いた  
いと思います。

○渡辺会長 医療保険年金課長。

○井出医療保険年金課長 まず、外国籍の方が来日をして、新宿に住民登録をして、そのまま  
国民健康保険に加入となりますと、今在留カードと、それからマイナンバーカードが6月  
から一体化するという形になっておりまして、その際に併せてマイナ保険証のほうの加入  
の手続を一体化していただければというところで入管とも話はしているところでございま  
す。

ただ、そこがいつになるかというのが未定なんですけれども、基本的に外国籍の方に関し  
ましては来日した際に資格確認書はその場でお渡しをするという形になりますので、基本  
的に医療アクセスというところで制限が加わるものではないという認識でございます。

ただ、制度の仕組みとして、1年目、前納が求められるところでございますけれども、基  
本的には日本人の方も保険料を前払いし、支払い忘れが減少するという認識でございま  
すので、そういったところはまた制度が始まりましたら丁寧に窓口で御説明をさせていただ  
きますし、周知はしっかり漏れがないようにしていきたいという認識でございます。

○渡辺会長 山口委員。

○山口委員 いろいろ御説明、ありがとうございます。

いろいろなことを想定して動いていらっしゃることは理解できるのですが、その辺り、ま  
だ未定で、入管のほうであったり、国のほうの制度もまだこれからという点がかなり多い  
と思います。こういった中で、やはり現時点で同様の制度を導入する自治体が広がってい  
ないということで、新宿区が先行する可能性が高いのですが、そうしますと、外国人と言  
っても、区にはウクライナやミャンマーからの避難民の方もいらっしゃいますし、人権侵  
害のおそれが指摘され得る制度になるのではないかと、どうしても私は考えてしま  
います。自治体としてはそうした制度については慎重であるべきだと考えておりますので、  
課長も先ほど国が諸外国の制度の研究などを行っていくというようなお話もされてお  
りましたし、これはやはりさらなる研究をすべきであって、現時点ではこの制度の導入につ  
いては賛成できないと考えております。

以上です。

○渡辺会長 ほかに御質問のある方はいらっしゃいますか。

大津委員、どうぞ。

○**大津委員** 大津です。

私も諮問事項3について、一つ御質問させていただきたいと思います。

こちらの前納制の対象者なんですが、賦課年度の1月1日時点で日本国内で住民登録がされていない者ということなんですが、これに該当する人は全ての人が自動的に適用されるのかということをお伺いしたいと思います。

といいますのは、例えば技能実習生であれば、日本に入国した後、実際に働き始めて社会保険に入るまでの間、短期間、国民健康保険に加入することになるわけですが、そういう方が入国して、例えば1か月間国民健康保険に入って、その後社会保険に移っていくとか、あらかじめ分かっているようなケースでもこれは前納を求めるということになるのでしょうかということをお伺いできればと思います。

○**渡辺会長** 医療保険年金課長。

○**井出医療保険年金課長** まず、1月1日現在日本にいない方が入国したというところで、全ての方が対象ではなくて、例えば既存の国民健康保険世帯に世帯主、もしくは世帯員として加入する場合には、当然世帯全体の保険料という形になりますので、その場合は基本的に前納制の対象とならないという例外規定を設けているところでございます。

また、期間の問題に関しましては、確かに新宿区に転入して、研修期間を経て、短い期間で新宿区から転出して社保に入るというケースも想定はされるかと思えます。ただ、その場合、1か月でも2か月でも新宿区に在留をして、その期間、国民健康保険に入ることであれば、その時点では将来社保に入ることが確実ではありませんので、前納制の対象として保険料は徴収させていただく。もし2か月、3か月後転出をしたということであれば、還付の手続きはしっかりやらせていただくというところでございます。

○**渡辺会長** 大津委員。

○**大津委員** 御回答、ありがとうございます。

実務上御説明としてはよく理解できると思いますが、実際に技能実習生の方が区役所にいらっしゃって、このことを説明するときに、なかなかこういう形で保険料の前納付を求めるといのは当事者から理解していただくという意味でも、あるいは技能実習生の方々に借金をして日本に来ているような方もいますから、実際に支払い可能かという意味でも、なかなか実効性という意味では難しいところがあるのではないかというふうに思いますので、この制度をやってみないと分からないところもあるとは思いますが、新たに外国から日本に来る方がどういう方なのかということ、もう少し具体的にいろいろなパタ

ーンを想定して、窓口での対応とか手続が混乱ないようにしていただく必要があるのかと  
思っておりますということで、これは御意見として申し上げたいというふうに思います。

続けて、よろしいでしょうか。

○渡辺会長 どうぞ。

○大津委員 この会議でも以前からもそうですけれども、たびたび未納の問題が議題に上がっ  
ていますが、特に外国籍の方の未納対策ということが注目されています。この辺り、やは  
り未納の要因、特に外国籍の方は納付率が低いというのはこれは確かですけれども、それ  
がなぜなのかということをもう少し丁寧に分析する必要があるのではないかというふうに  
思います。

というのは、外国の方も確かに納付率が低いわけですが、そうは言っても大半の方  
は納付しているわけですし、そうすると納付している方としていない方の違いが何なの、  
どういうところにあるのかとか、あとは特に若い方はどうしても多いということですので、  
そうすると若い方の納付率が低いため、これは日本人でも若い人が納付率が低いというこ  
とがありますので、そうすると外国人というよりは、若年者への対応という感じになるの  
かもしれませんし、例は先ほどお話をした技能実習生のように短期間で抜けていくことが  
分かっている方がなかなか国保の納付を理解していただけないというのは、これは日本人  
でも転職して一時的に国保に加入しているような方で、かねてから指摘されていること  
ですので、そうすると今度は社保と国保との異動の問題になってきますし、もちろん言語の  
壁ですとか、あるいは母国に似たような制度がないとか、そういったことももちろんある  
のだと思いますけれども、いろいろな可能性が考えられると思いますので、先ほど渡辺委  
員からも転出のお話、御指摘がありましたけれども、様々、それがどの程度あるのかとい  
うことも含めて、統計的に分析をしていただきたいなというふうに思います。

特に納付率に関して、やはり転出と転入ですね。あとは適用をどのくらい厳格にやるか  
によっても結構変わってくる数字だと思いますので、その辺りで今後の課題として統計的な  
分析をしっかりといただくということをお願いしたいなと思っておりますということで  
御意見として申し上げたところですが、よろしく願いいたします。

○渡辺会長 よろしいですか。

続きまして、野もと委員、どうぞ。

○野もと委員 野もとです。よろしく申し上げます。

今様々質疑がありましたけれども、本当に基本的なことをお聞きして申し訳ないのですが、

外国人の方の帰国については何か手続というものはあるのでしょうか。手続がないまま帰国されてしまって、行政のほうでは全く分からないということなんですか。

○渡辺会長 医療保険年金課長。

○井出医療保険年金課長 まず、住民記録が基本となりますけれども、その場合、日本人の方も外国人の方も国外転出必要な手続をしていただくというのが基本になります。外国籍の方の中にはそういった届出を失念されているというところで、成田空港なり何なりというところで初めて転出が把握をできて、先ほど入管から情報提供があったりとかというところで把握ができるということがあるので、そういった住民記録の手続を失念されてしまうという方も相当数いらっしゃるのだらうなという認識ではいるところでございます。

○渡辺会長 野もと委員、どうぞ。

○野もと委員 分かりました。そうしますと入管との連携はとても大事になるかと思えます。

恐らく出国をする手続というのはあまりされてない可能性も高いのではないかなと思ひまして、私は、JICAボランティアで2年間アフリカへ行って活動してきましたけれども、帰国するとき果たしてその手続をその国でやったかどうかという記憶がなくて、恐らくパスポートが帰国したことが分かる一番大事な話なのかなと思ひていますので、出国した場合はすぐ自治体が把握するところを国とこれまで以上に連携をとっていただくことがこの課題にはとても大事な話かなというふうに私も思ひました。

また、医療保険年金課の皆様には、新宿区の特徴としまして、転出入等の資格の異動が激しい中、保険料納付に対してお一人一人、また一世帯一世帯ごとにお支払いが困難な場合に状況をお聞きし、必要に応じて生活困窮者の場合は生活福祉課に御案内したり、分割納付の相談をしていただきながら丁寧に御案内していただいております、本当にありがとうございます。

私からは前納制についてですけれども、先ほど大津委員からも技能実習生の場合という話がありまして、確かに実態を見ていただくのも大事かなと思ひます。外国人の場合はお仕事でいらっしゃった場合は基本的に職域を対象とする健康保険や各種共済組合に入られるというのがあると思ひまして、国民健康保険ではない場合もありますから、また、新宿区の場合、どのような外国人の方が国保に入られるか、恐らく留学生の方が多いのではないかなと思ひます。この辺、どういった方が多いかというのは何か資料やデータはあるのでしょうか。

○渡辺会長 医療保険年金課長。

○井出医療保険年金課長 一応外国籍に関しましては、在留の資格というところで住基の中で把握をしている部分がありまして、そこからデータで国保に入っている方の在留資格は何かという統計を取っている中では、やはり留学生の数が一番多いというところがございます。あとは特定活動ですとか、確かに技能実習というところの方もあるんですけども、新宿の場合はかなりバラエティーというか、様々な資格があるかなというところがございます。

なお、直近の統計によると、2月時点で技能実習生が18名というところがございます。ちょっと少ないかなというところです。

○渡辺会長 野もと委員。

○野もと委員 先ほど大津委員からもありましたように、技能実習生に関してもちょっとよく見ていただく必要があるかと思えます。

話は戻りますけれども、留学生につきましては日本語学校に行かれている方、各種専門学校、大学、大学院等いらっしゃるかと思います。学費というのは基本的に前期、後期もあるかもしれませんが、入学金も含めて前期分を前納してくださいというのが基本的な学校のスタンスかと思います。また、アパートを借りるときも敷金、礼金、あるところとないところがあると思いますが、また、前家賃等もしっかりお支払いをいただいているという流れになっていると思います。

区役所4階では、多くの外国人と思われる方が手続に並んでいらっしゃるのを私も見ておりまして、団体でいらっしゃる場合は学校などの担当者が案内をしているような様子も見受けられるのですが、ここで伺いますが、学校などの担当者に、国民健康保険が病気になったときに命を守るためのものであり、日本は皆保険制度であることなんかもぜひお伝えいただきたいと思うんですけども、現状はいかがなんでしょうか。

○渡辺会長 医療保険年金課長。

○井出医療保険年金課長 4月ですとか、基本的に入学の時期、また、9月、外国は9月入学の時期というところで、その時期は1階の窓口は大変に混雑をしまして、戸籍住民課の窓口においては別室を用意して、事前に手続の用紙とかをお渡しして、ワンストップでできるように配慮がなされていると聞いております。

そういったところが今後どういう形でやっていくか、また、先ほどの保険料の負担に関しては、当然手続はそういった形でしていただく。ただし、保険料の負担というのは個人

の責任という形になっているようなので、今現在、国のほうの「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」の中には、受入れの教育機関が、海外から来た方の加入手続きだけではなくて、そういった保険料負担についての教育までをしっかりとマネジメントする取組を始めるといって聞いておりますので、区内の日本語学校ですとか、大学ですとか、そういったところから、医療保険のほうにレクチャーとかアドバイスが欲しいということであれば、積極的に協働してまいりたいというところでございます。

○渡辺会長 野もと委員。

○野もと委員 とても大事なことだと思いますので、よろしくお願いいたします。

国民健康保険をお支払いいただけてない、特に留学生に関しましては個々に様々な事情がある場合もあるかもしれません。しかしながら、口コミで国民健康保険を未納しても大丈夫だというようなことが広がってしまうと、次に新しく来る留学生もそう思う。留学生は必死ですから、料理店はどこがおいしいとか、どこで何々が安いですとか、どこのアパートがいいとか、そういうのは必死に情報を求めていますから、そういう悪い口コミがあるともう払わなくていいと決めちゃいますから、そうならないような循環をぜひお願いしたいと思います。

このままでは外国人のイメージが本当に下がってしまいます。国民健康保険料をしっかりと納めていただいて、信頼関係を築いていくことが大事であるかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。また、外国人、日本人を問わず、国民健康保険制度は医師、歯科医師、薬剤師などの医療従事者の方々が日々診療に従事してくださっているから成り立っている制度でありますので、日本の医療制度を維持するためにも大事なものであるということも周知をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○渡辺会長 ほかに御質問ある方。

では、三沢委員、どうぞ。

○三沢委員 すみません、三沢です。

様々、新宿区におきましてこれまで収納率等、23区の中でなかなか厳しいという部分で滞納対策課をつくっていただき、先ほど、多々努力して訪問もされているということで大変感謝しております。私自身も区民相談の中で、滞納している方の相談も親身になって、この前も窓口で相談していただいて、払う気がある中でも払えない状況の中の方もいるという部分も確認もさせていただきます。

あと一つなんです、今回、保険料が値上がるという部分で、特に子ども・子育て支援納付金の部分が始まるということで、やはりここの部分の周知というのは大変重要だと思っております。今ネット等でもかなりここの部分、いろいろ騒がれてはおりますが、ほかの委員も言っておりましたが、運営する中で致し方ない部分もあるのですが、ぜひとも区民の皆様、周知という部分はなるべく早くいろいろと分かる範囲で周知していただければと思います、その点についていかがでしょうか。

○渡辺会長 医療保険年金課長。

○井出医療保険年金課長 子ども・子育て支援金のほうの徴収開始というところは大きな出来事というところで、当然のことながら、区民の方、それから、国民健康保険に加入している方に対する周知というのは重要だと考えております。

区においても、現在持っているあらゆる手段を用いて、新しくこういった制度が始まるので御理解くださいというお話をさせていただきますし、また、国のほうとしてもそういったところは区市町村任せにせず、自分のところでコールセンターを設置して、リーフレットとかポスターを作ってというところで、その素材自体を区市町村のほうで利用していただいているところがございますので、コールセンターの周知もそうですし、また、国が作ったリーフレットとかポスターは電子媒体で配布をされますので、そういったところをどういった形で活用できるのかといったところをしっかりと考えて、これも国民健康保険だけではなくて、後期高齢の部分もございますので、併せて両者がしっかりと取り組む中で、周知に関しては万全を期してまいりたいというところでございます。

○渡辺会長 三沢委員、どうぞ。

○三沢委員 ありがとうございます。

本当にいろいろ周知の部分もそうですし、先ほど他の委員から出ていました、今後、収納率の部分でも外国人の方なのか、はたまた若い方なのかという部分では、私も分析は重要だと思っておりますし、その分析によってどこがどういうふうにしたら収納率がアップするのかなという部分では国民健康保険の運営に関しては大変重要だと思っておりますので、今後もしっかりとよろしく願いをいたします。

以上です。

○渡辺会長 渡辺みちたか委員、どうぞ。

○渡辺委員 一言だけ。今日、多くの委員の皆さんから出国とか入管とか、転居とかそういうキーワードのお話があったと思うんですが、これ、実は所管の事務としては医療保険年金

課ではなくて、住所地の話なので戸籍住民課の話なんです。医療保険年金課は新宿区に住所がある方に対して国保の被保険者に対して関連する事務を行うというのが原理原則ですので、今日、本当はこういった話は戸籍住民課長にもぜひ聞いていただきたかった議論なんです。なので、医療保険年金課長、週明け、戻ったら、必ず今日こういう話があったと、あなたの所管事務のせいでこれだけ多くのことを言われているんだと、必ず戸籍住民課のほうにも伝えてください。区長と副区長もいる前で発言しましたので、ぜひ伝えていただければと思います。

答弁は要らないです。

○渡辺会長 ほかに御質問ある方、よろしいですか。

ただいま公益を代表する委員の皆様から多々御意見がございました。

最後に、改めて全委員員の皆さんのお伺いさせていただきます。これらの意見を受けましてほかに御意見等ございますでしょうか。

森委員、どうぞ。

○森委員 森です。

ちょっと今お話を聞いていて、外国人の方が納めている国民健康保険のお金と、自治体が支払っているお金については、そういった表というものはあるのでしょうか。

○渡辺会長 医療保険年金課長。

○井出医療保険年金課長 今保険料の賦課した金額が幾らか、納付した金額が幾らか、また収納率のパーセンテージに関しましては「新宿区国民健康保険の現状と取組み」に記載し、ホームページにも掲載していますが、外国籍の方の医療費に関しては公表しているデータには載ってないというところがございます。

○渡辺会長 森委員、どうぞ。

○森委員 はい、分かりました。外国人の人があまり納めないで、我々の税金を使って、健康保険を使っているようなイメージがあるのですけれども、実際はどうなのかと今お話の中で、そうではないよという話があったのでどうなのかなと思ってちょっと聞いてみました。以上です。

○渡辺会長 よろしいですか。

○森委員 はい。

○渡辺会長 ほかに御質問のある方、いらっしゃいますでしょうか。

よろしいですか。

ありがとうございました。

以上で諮問事項に係る質疑を終了といたします。

それでは、ただいまより諮問事項に対する答申についてお諮りをいたします。

今日会場にお集まりの委員の皆様には、諮問事項ごとに挙手による採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**渡辺会長** 異議なしとのことでございます。

それでは、採決に入ります。

まず、1点目の諮問事項「新宿区国民健康保険料率の改定について」、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○**渡辺会長** ありがとうございます。

賛成多数でございますので、本諮問事項を「適当と認める」旨、答申することと決定いたします。

次に、2点目の諮問事項「低所得者の保険料の減額基準の改定について」、賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○**渡辺会長** ありがとうございます。

賛成全員でございますので、本諮問事項を「適当と認める」旨、答申することと決定します。

次に、3点目の諮問事項「新宿区国民健康保険料における前納制の導入について」、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○**渡辺会長** ありがとうございました。

賛成多数でございますので、本諮問事項を「適当と認める」旨、答申することと決定します。

以上で本日の予定していた審議は全て終了となります。

最後に、新宿区から御発言等ございましょうか。

区長。

○**吉住区長** 本日は3件の諮問事項がございましたが、活発な御議論をいただきまして、誠に

ありがとうございました。

社会保障制度としてのこの国民健康保険の制度を維持していくために必要なコストとして本日諮問させていただいた案件、御承諾いただきまして、誠にありがとうございます。本日の答申の趣旨を受けまして、令和8年第1回定例会に、新宿区国民健康保険条例の一部を改正する条例案を提出させていただきます。

年度末のお忙しい中御出席を賜り、誠にありがとうございました。

○**渡辺会長** それでは、これもちまして、本日の令和7年度第2回新宿区国民健康保険運営協議会を閉会します。

委員の皆様、年度末のお忙しい中御協力ありがとうございました。

午後4時36分閉会